

解約通知書

貸主様

届出年月日	年 月 日
解約する物件	物件名： 号室
	所在地：
借主	氏名： ㊟
	連絡先：
	電話：
敷金返還先 銀行・信金 支店
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号：
	口座名義：
退去日	年 月 日

(もれなくご記入ください)

【ご注意とお願い】

- ①契約解除日 賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、退去日の翌日から所定の予告期間が必要です。万一、その予告期間に満たない間に退去される場合、居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。
- ②退去 退去は、住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものとします。なお、カギの返還以降は、契約解除日以前でも住宅の使用はできません。また、退去の「立会い」は「月～土曜日の9～17時まで」に日程調整の上で行いますので、必ず事前に担当者へ連絡・予約し、引越やゴミ出し等住宅の明渡しの準備は余裕を持って行ってください。
- ③賃料等 契約解除日以前に住宅を退去されても、契約解除日までいただきます。
- ④公共料金等 **電気・ガス・水道・電話・インターネット**等は各機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算してください。
- ⑤敷金の返金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後1ヶ月後頃に上記指定口座にお振込みいたします。(3,4月は多少遅くなる場合があります。)
- ⑥退去日の変更 一度ご通知いただいた退去日は、原則としていかなる理由があっても変更できません。引越日が未定の場合は余裕をもって退去日を設定してください。

上記のとおり賃貸借契約を解除し退去日までに明け渡すことをご通知いたします。また、上記注意事項を遵守いたします。

借主

㊟

【各機関連絡先】 ○電気 北陸電力 TEL：0120-776-453 ○水道 輪島市水道課 TEL：0768-22-2220
○ガス () (TEL：)